

癒しフェア 2020 in 東京・大阪 出展規定

1) 出展内容・出展物

- ① 出展物は、当展示会の開催目的の主旨に沿った品目とします。開催の主旨に沿わないと判断した場合、出展をお断りする場合があります。
- ② 事務局は展示会の運営に支障を生ずる恐れがあると認められるものについては、その出展、装飾に関して、制限又は禁止することがあります。

2) 出展料金の請求と支払い

事務局が出展申込書の記載事項を確認の後、出展者に出展の請求書を送付します。

これに基づき、出展者は申込書に定めた出展料金全額を事務局指定の口座へ振り込むものとします。なお、出展料金を含め本展示会に関する全ての請求についての振込み手数料は出展者が負担するものとします。

3) 出展契約の成立時期

出展申込書に基づく出展契約の成立時期は、申込日にかかわらず事務局が出展申込書を郵便又はFAXで受け取った時点とします。

4) 出展申込の取り消し(キャンセル)

- ① 出展決定後、出展申込の取消、解約、小間数の減少変更は、原則としてできません。ただし、主催者が了承した場合はこの限りではありません。その際、出展者からの通知は、文書のみを有効とし次のキャンセル料をお支払い頂きます。なお、下記表中の意思表示日とは、出展者からの通知文書が主催事務局に到着した時点とします。

出展取消、解約、小間数の減少変更の意思表示	キャンセル料
お申し込み時～2019年12月15日迄	出展料金の50% 【お支払い期日2020年1月15日】
お申し込み時～2020年1月15日迄	出展料金の75% 【お支払い期日2020年2月10日】
お申し込み時～2020年1月16日以降	出展料金の100% 【お支払い期日2020年2月26日】

- ② 事務局は、次に該当する場合、出展者に対し、何らの予告なしに出展を取り消すことができ、また、出展料金全額をお支払い頂きます。

- ・ 定めた期日内までに、出展料金を完納しない場合
- ・ 事前予告なしに大阪開催搬入日:2020年3月6日15時まで、東京開催搬入日:2020年11月21日15時まで小間の使用を開始しない場合
- ・ 出展規定及び関連規定に記載の事項に違反し、事務局の催告によっても改善が認められない場合

5) 小間位置の決定

小間の位置は、出展料金、申込順位、出展内容、出展ジャンル、会場全般の構成、実演の有無などを考慮して事務局が行います。小間の位置確定は大阪開催は2月中旬、東京開催は10月下旬を予定しております。出展者は、小間の割り当てについて、苦情や出展取消等を申し出ることはできません。

6) 小間の転貸等の禁止

出展者は、割り当てられた小間の全部または一部を第三者に譲渡・貸与もしくは出展者相互において交換することはできません。

7) 共同出展者の取り扱い

2社以上の会社が共同出展をする場合は、原則として1社が代表として申し込むものとし、出展料金などの各請求をはじめとする事務局からの全ての連絡は、申込者の実務担当者へのみ通知するものとします。なお、共同出展する社名など申込時に事務局へ通知するものとします。

8) 小間設営の諸注意

小間設営の諸注意は後日発行される「出展の手引き」にて通知致します。

9) 搬入と搬出

搬出時に会場に残存した場合、出展者が持ち込んだ物の処分については出展者が責任を持って処理する。その処分にあたり経費が掛かる場合は出展者が全額負担することとする。その他、展示会場への搬入・搬出期間、注意点などについては後日発行される「出展の手引き」にて通知します。

10) 出展物の管理と免責

出展関係者は開催期間中、必ずその小間内に常駐し、来場者との対応、出展物の保護にあってください。事務局は、出展物の管理・保全について警備会社と契約し、昼夜とも会場内の一般的な警備にあたりますが、出展物への天災、不可抗力、盗難、紛失などあらゆる原因により生じる出展物への損失についてその責任を負わないものとします。また、飲食物取扱、火気使用、危険物の取扱等の申請は出展者自身にて行なうものとします。

11) 損害賠償

出展者は、出展者自身または出展者指定の業者などの代理人の不注意その他の理由により、展示会場設備または展示会場建造物もしくは人身などに対して与えた一切の損害を負うものとします。主催者は、消防法令上または出展者の展示効果向上のために小間図を変更し、それに伴い小間を再配置することができます。その際、出展者は小間位置変更に関する損害賠償請求はできないものとします。また、主催者が出展者に対し損害賠償責任を負った場合、当該賠償額は当該個別契約に基づく出展料金を上限とします。

12) 展示会開催の変更・中止

- ① 主催者は、天災、その他不可抗力(インフルエンザなどの感染症含む)により、会期を変更、または開催を中止することがあります。主催者は、これによって生じた損害の補償や費用の増加、その他不利な事態に陥るなどに対する責任を負わないものとします。なお、展示会開催を事前に中止した時は、既納出展料金の全額または一部を返金します。
- ② 出展申込は、変更された会期等についても有効とし、会期変更などを理由として出展を取り消すことはできません。

13) その他

その他、詳細については、後日発行される「出展の手引き」を熟読し、規則等を遵守下さい。また、癒しフェアの連絡・情報等は出展申込書に記載されているE-mailに配信を行うものとします。必ず確認作業を行なってください。

14)この規定に基づく一切の取引に関する訴訟が生じた場合は、株式会社エルアウラの所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

15) 反社会的勢力に対する表明

- ① 自ら又はその役員、従業員等が暴力団、暴力団関係者・企業・団体(以下「反社会的勢力」という)ではないこと
- ② 自ら又はその役員、従業員が反社会的勢力との間で、資金もしくは役務提供等何らかの取引をしていないこと及び反社会的勢力と交友関係にないこと
- ③ 自ら又は第三者を利用して、暴行、威圧等の脅迫的言辭、暴力的行為又は詐欺的手法等を用いて不当な要求行為や業務妨害行為等を行わないこと

■上記内容を厳守致します

※控えとしてコピーをお取りいただき、FAXまたは郵送にてご返送ください

会社名

住所

TEL.

FAX.

担当

印